

Ⅱ 第10次道路整備五箇年計画の大綱

1. 第10次道路整備五箇年計画の基本方針

第10次道路整備五箇年計画においては、14,000 kmの高規格幹線道路網の構築など21世紀初頭をめざす道路整備の長期計画に基づき、多極分散型国土の形成、地域社会の活性化等を促し道路整備の立遅れに適切に対応するため、当面の五箇年間（昭和63年度～67年度）に緊急に整備すべき事業を推進する。

その際、特に以下の主要課題に配慮し、各種施策の推進を図る。

① 交流ネットワークの強化

高規格幹線道路網について、昭和75年におおむね9,000 kmの完成を目標に必要な整備を進めるなど、交流ネットワークの強化。

② よりよい都市のための道路づくり

よりよい都市のための道路づくりを推進するため、大都市圏における自動車専用道路網、地方都市におけるバイパス・環状道路などの整備促進。

③ 地方部の定住と交流を促進する道路づくり

テクノポリスやリゾート開発などの地域振興プロジェクトを支援する道路の整備など、地域社会の活性化を図り、地方部の定住と交流を促進する道路づくりの推進。

また、道路整備を進めるに当たり、

④ 多様な道路機能の充実

交通安全の確保、快適で親しみのある道路空間の創出など道路に求められる多様なニーズに応じた道路機能の充実と、道路資産の適切な活用と保全。

に配慮することが重要である。

さらに、各種施策を推進するため、

⑤ 道路整備の促進方策の新たな展開

民間活力の活用、道路と沿道の一體的整備など新たな道路整備の促進方策の活用。

を図る。

2. 第10次道路整備五箇年計画の投資規模

道路整備の長期計画を計画的かつ着実に達成するとともに、地域活性化及び産業構造転換等に緊急に対応するためには昭和63年度から67年度の五箇年間に道路投資額53兆円が必要である。

このため、道路特定財源諸税の暫定税率を延長するとともに、自動車重量税を含む道路特定財源を道路整備へ全額充当する。

この場合、地方道路整備臨時交付金制度の存続・拡充及び高規格幹線道路網の整備促進に要する財源について、各々揮発油税収の2/15相当を道路整備特別会計に直入するなど、第10次道路整備五箇年計画を円滑に実施するための措置を講ずる。

投資規模

(単位：億円)

区分	第10次五箇年計画 A	第9次五箇年計画 B	倍率 A/B	平均伸率 (②初頁)
一般道路事業	256,000	160,000	1.60	1.13
有料道路事業	149,000	92,000	1.62	1.09
小計	405,000	252,000	1.61	1.12
地方単独事業	125,000	117,000	1.07	1.07
計	530,000	369,000	1.44	1.11
調整費	—	13,000	—	—
合計	530,000	382,000	1.39	1.11
うち 高規格幹線道路整備	103,000	—	—	—

2. 緊急地方道路整備事業（地方道路整備臨時交付金）の存続・拡充

(1) 目 的

昭和60年度から実施した緊急地方道路整備事業は、地方道路整備臨時交付金により一定の地域において一体的に複数の道路を整備するものであり、この事業により第9次道路整備五箇年計画において相対的に遅れていた地方道路の整備を、地域の課題に対し時期を失することなく効果的に行えた。

昭和63年度を初年度とする第10次道路整備五箇年計画においても、同様に、地域の課題に対応して日常生活に密着した道路の整備を積極的かつ緊急に推進する必要がある。

(2) 施策の内容

一定の地域において、地域住民の日常生活の安全性・利便性・快適性の確保、学校・公園等公共施設整備、居住環境改善などの地域の課題に対応し、複数一体となって行われる比較的小規模な都道府県道及び市町村道の事業に対し、交付金を交付する。

(3) 第10次道路整備五箇年計画での対応

緊急地方道路整備事業の着実な進捗を図るとともに、安定的に財源を確保するため、交付金の財源に揮発油税収の2/15相当を直入する。

（単位：億円）

区 分	第10次五箇年計画	第9次五箇年計画
緊急地方道路整備事業	24,900	(注) 7,298

（注）昭和60年度から62年度までの3箇年間の実績

（課題例）

- ・ 学校・市役所の移転、総合運動公園、宅地開発、工業団地関連
- ・ 冬季交通確保のための道づくり、災害に強い道づくり、地震に強い道づくり等
- ・ 消防活動の円滑化、観光開発、歴史的街並みの保存
- ・ 良好な居住環境確保のための住宅市街地整備
- ・ 都市近郊集落地域の自然と調和した居住環境整備
- ・ 農山村地域の居住環境整備

道路特定財源の確保に向けて

第10次道路整備五箇年計画を推進し、高規格幹線道路をはじめとする道路整備の促進を図るため、道路特定財源制度を堅持することとし、

○昭和63年度税制改正においては、現行の道路特定財源諸税の暫定税率を延長し、道路財源を確保すること。

○昭和63年度予算においては、揮発油税収の直入措置を拡充し、道路特定財源を全額道路整備費へ充当すること。

昭和62年9月

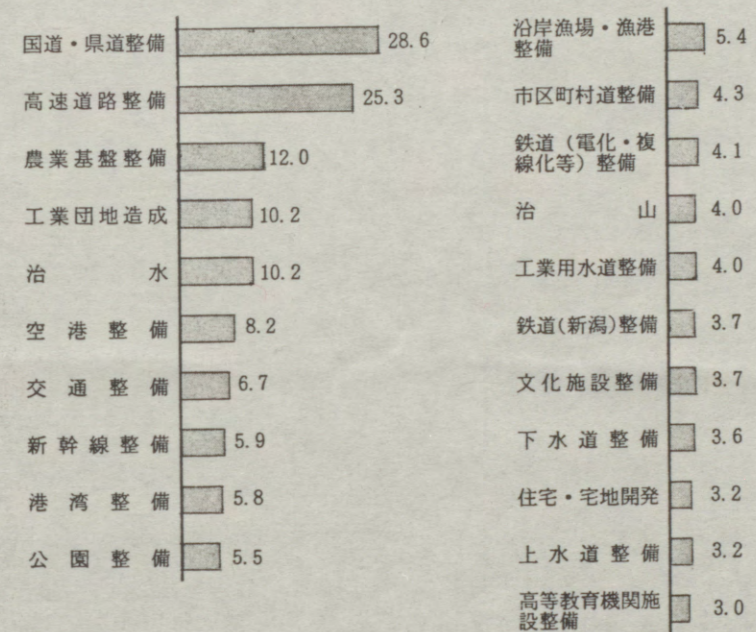
1. 道路整備の推進は緊急の課題

国民の強い要望に応え真に豊かな国民生活の基盤を形成し、四全総の目指す多極分散型国土の形成を実現するため、第10次道路整備五箇年計画の総投資規模53兆円を確保し、高規格幹線道路等、道路整備の促進が必要。

○国民がいま最も求めているのは道路整備

市町村にとって重要だと思われる基盤整備について

国土庁「四全総における市町村へのアンケート」 (昭和60年)



○「国土建設の長期構想」における道路投資規模約 190 兆円 (63～75年度) を達成するためには、第10次五計 (63～67) において53兆円の道路投資が必要。

○第10次五計の課題

① 交流ネットワークの強化

(四全総における高規格幹線道路網計画 14,000 km、昭和75年におおむね 9,000 km完成目標)

② よりよい都市のための道路づくり

(大都市圏の自動車専用道路網、地方都市の環状道路等の整備)

③ 地方部の定住と交流を促進する道路づくり

(テクノポリスやリゾート開発などの地域振興プロジェクトを支援する道路の整備等)

④ 多様な道路機能の充実

(交通安全の確保、快適で親しみのある道路空間の創出)

2. 道路関係諸税の暫定税率延長

道路整備に全額投入することとされている揮発油税、自動車重量税等（道路特定財源）の暫定税率は62年度末（自重税は4月末）で適用期限が到来し、その延長が必要。

○道路整備を支える道路特定財源

63年度道路整備費 国 費 25,432億円 内特定財源 22,290億円 (87.6%)

地方費 39,666億円 " 15,653億円 (39.5%)

○63年度税制改正においても現行の暫定税率（54年度以降同額）の延長が必要。

延長しない場合の減収額（63年度）

国 費

税 目	63年度税収見込み	延長しなかった 場合の減収額
揮 発 油 税	17,732 億円	8,283 億円
自 動 車 重 量 税	4,403	2,510
石 油 ガ ス 税	155	(暫定税率なし)
計	22,290	10,793 (48.4%の減収)

地 方 費

税 目	63年度税収見込み	延長しなかった 場合の減収額
地方道路譲与税	3,134 億円	1,452 億円
自動車重量譲与税	1,835	1,046
軽油引取税	6,292	2,408
自動車取得税	4,232	1,109
石油ガス譲与税	160	(暫定税率なし)
計	15,653	6,015 (38.4%の減収)

3. 道路特定財源の全額充当が必要

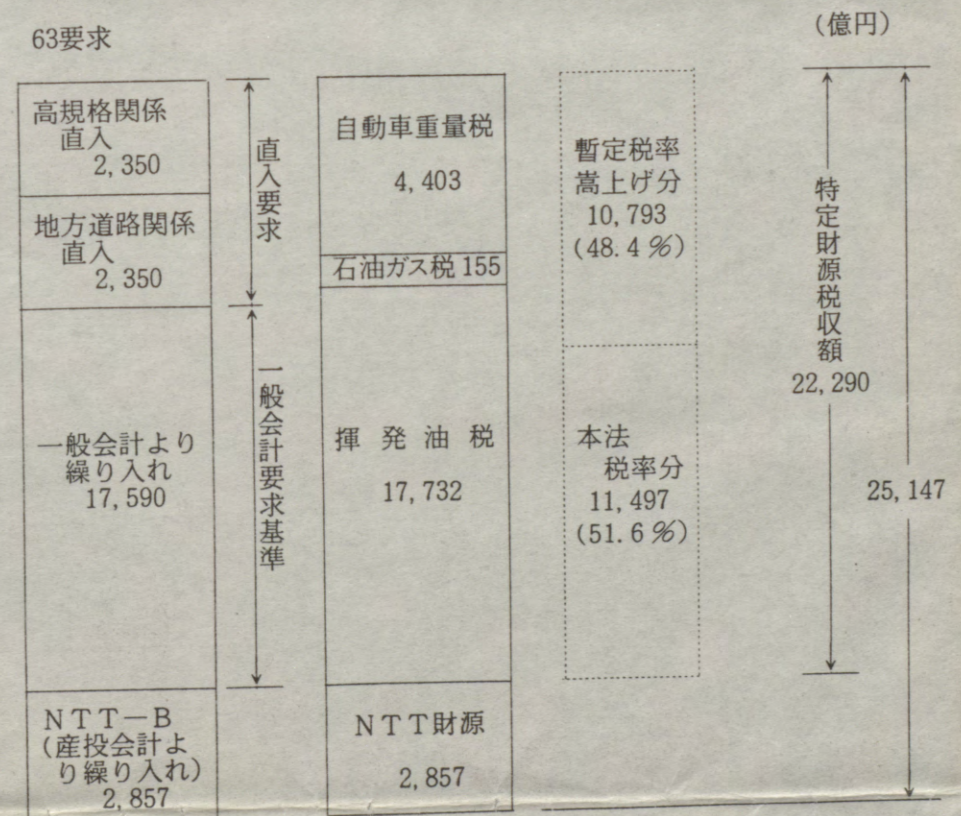
昭和63年度予算においては、揮発油税収の直入措置を拡充し、道路特定財源を道路整備費へ全額充当することが絶対に必要である。

○昭和57年度以降、概算要求基準（シーリング）により、道路特定財源が全額道路整備費に充当されない状況が生じた。 * 57～59累積未充当額 4,108 億円

○60～62年度の間、揮発油税の一部（1/15）を直入するとともに、資金運用部からの借入れを行い道路整備費の確保が図られた。（60～62の借入金の累計 約 6,500 億円）

○道路特定財源は、ひとえに道路整備のために使われるという理由で、納税者（道路利用者）が特別の負担にに応じているものであるので、道路整備以外に使うことは不可能。

○63年度予算においては、特に重要な課題である高規格幹線道路、地方道整備について揮発油税収の直入措置を拡充し（1/15→4/15）道路特定財源を全額道路整備費に充当することが、第10次五計のもとに道路整備を促進するために絶対に必要である。



* 直入とは税収を一般会計を通さずに直接、特別会計に繰り入れることである。（直入分はシーリング対象外となる。）

(第十五号)

昭和六十二年十二月二十三日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番田村正秋君

四番浜中輝夫君

七番佐藤慶二君

十番村野和一郎君

三番遠藤洋一君

六番井上寅吉君

九番堀川 實君

二番宮沢良一君

議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

二番大森進君

五番須釜亮次君

八番
林田
武君

一番松山清君

四番 赤星行人君

七番上野重勝君

十番指田保雄君

三番 仲村清信君

三番野口秀世

六番南木繁男君

九番在原
專君

二番原敏子君

五番齋藤異君

八番 小野沢 久君

一番東田正治君

四番村尾米次君

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局次長 市川 昭利君 議事係長 島田 幸治君 臨時速記事 川久保 友子君
務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	田村 匡雄君	助役	古谷 徳男君	収入役	高水 求君
教育長	森田 猛君	企画財政部長	内田 和雄君	総務部長	浅見 裕康君
市民部長	小野 光朗君	福祉部長	生子 国利君	建設部長	森田 進君
教育次長	古谷 正夫君	監査委員	田村 一郎君	選挙管理委員長	篠崎 寛君
		事務局長			

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十二年第四回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 十二月二十三日（水）午前十時

- | | | | |
|------|----------|--------------------------------------|--------|
| 日程第一 | 議案第九十八号 | 福生市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第二 | 議案第九十九号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第三 | 議案第一百号 | 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例 | (審査報告) |
| 日程第四 | 議案第一百七号 | 東京市町村総合事務組合の設立について | (審査報告) |
| 日程第五 | 議案第一百十号 | 福生市と青梅市との間における伝染病患者の収容及び診療に関する規約について | (審査報告) |
| 日程第六 | 議案第一百十一号 | 昭和六十二年度福生市一般会計補正予算（第四号） | (審査報告) |
| 日程第七 | 議案第一百十二号 | 昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号） | (審査報告) |
| 日程第八 | 議案第一百十三号 | 昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号） | (審査報告) |
| 日程第九 | 議案第一百十四号 | 昭和六十二年度福生市下水道事業特別会計補正予算（第三号） | (審査報告) |
| 日程第十 | 議案第一百十五号 | 昭和六十二年度福生市受託水道事業特別会計補正予算（第一号） | (審査報告) |

日程第十一 議案第百十六号
日程第十二 議案第百十七号

福生市と秋川市との境界変更について (審査報告)
福生市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議につ

日程第十三 議案第百十八号

町区域の変更について (審査報告)

日程第十四 陳情第六十二—十八号
日程第十五 陳情第六十二—二十号

用途地域の見直しに関する陳情書 (審査報告)
福生市公衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書 (審査報告)

日程第十六 陳情第六十二—二十三号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書 (審査報告)

日程第十七 閉会中の継続審査申し出について
日程第十八 特定事件の継続調査について

福生市に非核都市宣言を求める陳情書 (審査報告)

日程第十九 議案第百十九号

福生市と秋川市との境界変更について (審査報告)

日程第二十 議案第百二十号

福生市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議につ

日程第二十一 議案第百二十一号

福生市と秋川市との境界変更について (審査報告)

日程第二十二 議案第百二十二号

福生市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議につ

昭和六十二年第四回福生市議会定例会第四日目 (第四日目)

午前十時 開議

○議長(村尾栄次君) ただいまから昭和六十二年第四回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長(村尾栄次君) この際、報告事項がありますので、事務局をして諸般の報告をいたさせます。

(市川議会議務局次長報告)

一、陳情書の受理について(別添参照)

○議長(村尾栄次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(村尾栄次君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 仲村清信君登壇)

○議会運営委員長(仲村清信君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る二十一日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果につきまして御報告を申し上げます。

まず日程でございますが、そのほとんどが各委員会で審議された審査報告が主でございますが、日程の順序といたしましては、今回、新たに提出されました陳情一件を最後に編成し、そのほかについては、三日目に各委員会に付託しました順序により編成をした次第でございます。

また、日程第十一から十三までの三議案につきましては、一括上程をして審議することと議運としては決定いたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側より三件、議会側より一件の計四件について申し出がありましたので、本件については、本会議終了後に開催することと決定いたしました。

以上でございますが、本年最後の定例会が円滑に終了できますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。